



これって、知ってますか？

難しい言葉ですが「無期労働契約への転換権」

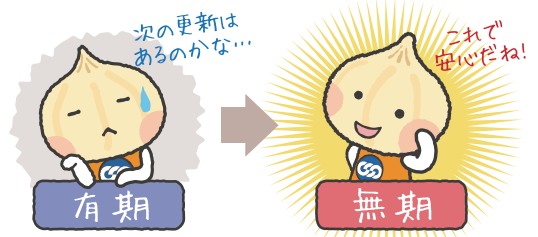
パート、契約社員、派遣社員で働く仲間のみなさんへの大半は、現在、「有期労働契約」と言って毎年、あるいは、半年や3ヶ月毎で労働契約書に押印して契約更新する方々です。もう長年勤務しており、形式的にやっているだけという方もあれば、必ずしも次年度の契約更新が約束されていない、毎年、契約更新時期には心配だ。また、長年働いてきた会社を雇止めされるたなどの問題も多く発生してきました。

非正規社員の正社員との格差やこうした雇用不安の解消をはかることを目的に、2013年に労働契約法の改正が行われました。この18条の施行が今年4月1日です。

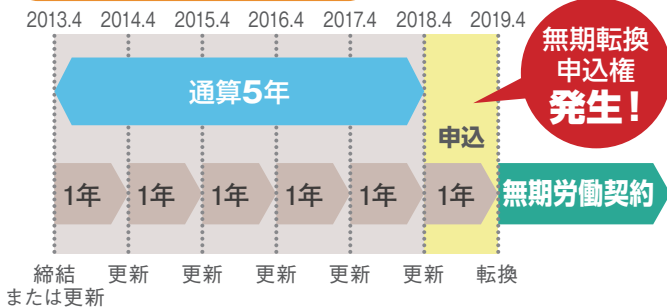
知っていますか？ 2018年4月1日より有期労働契約から「無期労働契約」への転換を申し込むことができます！

■ これまでは、有期労働契約で何年働いても、「無期労働契約（期間の定めのない労働契約）に転換できる権利」はありませんでしたが、有期労働契約が反復更新されて5年を超えたときに、労働者が申込みをすることによって、無期労働契約に転換できるようになりました。
【改正労働契約法第18条】

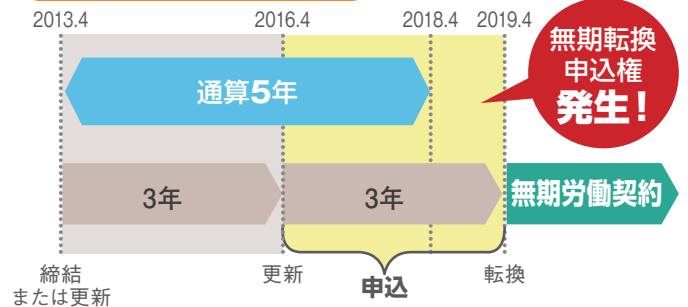
■ 無期労働契約への転換を申し込む権利（「無期転換申込権」）は、2013年4月1日以後の有期労働契約が対象となり、同一使用者と有期労働契約通算期間が5年を超えていること、契約更新回数1回以上が条件となります。



契約期間が1年の場合の例



契約期間が3年の場合の例



※契約期間によっては、すでに無期転換申込権が発生している場合があります。



注 会社は、無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を破棄させることはできません！
無期転換は有期労働契約者の権利です！

この3月、連合東京が都内4ヶ所で「安心の無期転換の説明・相談会」開催

(詳しくは裏面をご覧ください)

- 無期転換って、その後の処遇などはどうなるの？
- どうしたら、希望を申し出ることになるの？
- そんなことして、使用者は嫌がらないの？ 心配ない？
- ずっといることになるので、こんな仕事もしろ！労働時間も変える、と言われたけど
- 正社員のような責任ある立場にはなりたくない
- 5年以上も繰り返して雇用されたのに、この3月末で雇い止めされた。

連合東京が、働くみなさんのために

「安心、円滑な無期転換の説明・相談会」を開催します。

どなたでもご参加いただけます。専門の弁護士が解説 参加・相談は無料です。

後援：「東京都」(予定)、「厚生労働省・東京労働局」(予定)、一般財団法人「日本ワークルール協会」

協力：「日本労働弁護団東京支部」

対象となる雇用契約更新しているパート・契約社員・派遣社員で働くみなさんがこの制度をしっかりとって、安心してこの制度を利用して、雇用安定の無期転換をはかることが必要です。制度は対象者に権利が発生しますが、対象労働者の内、希望する者がこの権利を使うことを「申し出る」ことにより適用されるものです。是非とも、この説明・相談会にご参加ください。

各回とも ●説明会:18時15分～19時30分 ●相談会:19時30分～20時まで

(受付先着順、定員になり次第締め切ります)

申込書(ご希望の受講日に○印をつけてください。)

お名前	日時・場所・定員数
連絡先 電話番号: 連絡先 FAX番号: 参加人数	① 3月7日(水) 亀戸 亀戸文化センター6F 美術室 (30名まで)
	② 3月13日(火) 池袋 生活産業プラザ 501 会議室 (50名まで)
	③ 3月15日(木) 大崎 労働相談情報センター 大崎事務所 第3会議室 (60名まで)
	④ 3月16日(金) 国分寺 労働相談情報センター 国分寺事務所 第1地下会議室 (60名まで)
名	

お名前・連絡先電話・FAX番号をご記入の上、受講希望日に○印をつけ、複数でおいでの場合は、人数を記載し、この用紙を連合東京にFAXまたは、メールで申し込みしてください。

連合東京 FAX : **03-5444-0303** または、E-mail : **roudou@rengo.org**

会場案内図

